

令和5年9月1日（金）

## 1 日 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、委員会付託）  
（令和4年度決算上程審議）



令和5年9月1日～9月19日

町議会定例会会議録

令和5年9月1日第4回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記(総務係長) 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽	代表監査委員	舘野 治信

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第6号 令和4年度上三川町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第4 報告第7号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報告第8号 公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について
- 日程第6 議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第58号 工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）
- 日程第8 議案第59号 財産の取得について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設（子育て支援センター一部分を除く）に係る什器等）
- 日程第9 議案第60号 財産の取得について（子育て支援センター開設に係る什器等）
- 日程第10 議案第61号 上三川町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第62号 上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 上三川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第64号 上三川町印鑑条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 上三川町手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第66号 上三川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第67号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第68号 令和5年度上三川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第69号 令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第70号 令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第71号 令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第72号 令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第73号 令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第74号 令和4年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第75号 令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第76号 令和4年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第77号 令和4年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第78号 令和4年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第79号 令和4年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第29 議案第80号 令和4年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 追加日程第1 報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について（工事請負契約の変更 庁舎内部改修工事（トイレ等））



午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

令和5年第4回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和4年度決算を審議する大変重要な会議であります。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただ今から令和5年第4回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今出席している議員は14人です。

---

○議長【高橋正昭君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【海老原昌幸君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和5年5月分から7月分までの3カ月分が提出されております。

また、組合議会関係では、令和5年第2回石橋地区消防組合議会臨時会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、6番・志鳥勝則君、7番・海老原友子君を指名いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 本日招集されました令和5年第4回町議会定例会の会期・運

営につきまして、議長より諮問され、8月9日及び8月28日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告4件、議案24件で、一般質問通告者は7人でありませ

ず。

会期につきましては、本日9月1日から9月19日までの19日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、議案の全てを上程し、議案第57号については、人事案件のため、提案理由の説明後、質疑・討論を省き採決をお願いいたします。

議案第58号から議案第67号までについては、提案理由説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

議案第68号から議案第73号までの補正予算については、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑・討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

議案第74号から議案第80号までの各会計決算の認定については、提案理由の説明後、全体質疑を行い、議会の運営に関する要綱第26条の規定に基づき決算特別委員会を設置し、3日間の予定で審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の委員につきましては、各常任委員会から3人を選考していただき、副議長を加え、計7人をお願いしたいということで議会運営委員会において決定をいたしました。本会議の中で委員会設置の際に、議長からお諮りいただきたいと思

います。

2日目、3日目は休会といたします。

4日目、5日目は一般質問をくじで決定した順序により7人が行います。4日目5人、5日目2人といたしました。6日目は休会とし、7日目、8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目、10日目は休会とし、11日目から13日目は決算特別委員会を開き、令和4年度決算の審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

14日目から18日目までは休会としますが、14日目においては各委員会の審査結果報告書の作成日としましたので、常任委員長及び決算特別委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

19日目を最終日として、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行い、全議案を議了したいと思

います。また、最終日には広報委員会、議会改革検討会第2部会の視察研修等に係る議員派遣、及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し、採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から19日

までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から19日までの19日間と決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第3、報告第6号「令和4年度上三川町一般会計継続費の精算報告について」から、日程第5、報告第8号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第6号から報告第8号までを一括説明いたします。

報告第6号「令和4年度上三川町一般会計継続費の精算報告」につきましては、令和3年度及び令和4年度の2カ年事業として継続費を設定し、実施しました生涯学習・子育て支援複合施設整備事業（設計業務）が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、精算報告するものでございます。

全体計画として、総事業費6,988万3,000円、年割額として、令和3年度2,440万円、令和4年度4,548万3,000円といたしました。実績につきましては、総事業費4,914万8,000円で、令和3年度執行額は886万円、令和4年度執行額は4,028万8,000円となり、全体計画に対する実績は2,073万5,000円の減となりました。支出済額に対する財源といたしましては、全額一般財源でございます。

次に、報告第7号「令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財源の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員に審査いただき、その意見を付して議会に報告し公表することとされておりますので、ここに報告するものでございます。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字がありませんので該当なしとなり、実質公債費比率は6.6%、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため該当なしとなりました。また、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも資金の不足額が生じていないため該当なしとなりました。

いずれの指標も早期健全化基準又は経営健全化基準を下回っておりますので、本町の財政は健全と言えるものでございます。今後もこれらの指標を踏まえながら健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告第8号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、上三川町農業公社の経営状況について、当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算を議会に報告するものでございます。農業公社の令和4年度の決算額は、経常収益計2,674万5,834円、経常費用計2,676万2,921円でございます。また、令和5年度の予算額は、経常収益計2,697万4,000円、経常費用計2,725万6,000円でございます。不足額の28万2,000円につきましては、経常外の一般正味財産より補填するものでございます。

農業公社の経営状況についての詳細は、お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。

以上で報告第6号から報告第8号までの説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第6号から報告第8号までにつきましては、これをもって終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第6、議案第57号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第57号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、来る9月30日をもちまして、教育委員の松枝健一氏が任期満了を迎えますが、松枝氏に今後も教育委員をお願いしたいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第57号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第57号は同意することに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第7、議案第58号「工事請負契約の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第58号「工事請負契約の変更について」、御説明いたします。

本案件は、令和5年4月臨時会において議決をいただきました、（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設建設工事に係る工事請負契約の変更契約であり、2億3,236万4,000円の増額で、変更後契約額が15億5,621万4,000円となり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提案するものでございます。

主な変更の内容は、本複合施設を含む中心拠点施設整備エリア内の老朽化した既存ウッドデッキを改修し、屋根つき広場として整備するための増工、また、多目的ホールの移動観覧席を別途工事としていたものを本工事に含め、増工するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 設計変更の提案理由として、ウッドデッキが老朽化に伴う破損等の早急な対応が必要なためというふうにあります。これらは本設計を当初発注したときになぜ組むことができなかったのか。なぜ今補正予算であるのか。そんな急激にウッドデッキが老朽化して破損するはずがないと思うんですけども、この辺のところを補正で対応した旨を御説明願います。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 今の御質問についてお答えいたします。

今回の変更につきましては、設計段階においては、今回の変更内容は見込んでおりました。ただし、今回の予算内での発注ということで、工事内容を精算した結果ですね、予算を超えるということが判明いたしましたので、今回、施設整備の優先順位を決めまして、予算内を超える工事につきましては別工事としておりましたが、今回の入札の結果からですね、請負率が低かったことに伴いまして、別工事を本工事に含めることで、工期の短縮、安全で適正な施工を確保することができるということで、今回の変更で対応するものとしております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 6番、志鳥君。

○6番【志鳥勝則君】 確認のためなんですけども、執行残があったからそれを使おうというふうな、そういった考えの中での話じゃなくて、当初からやる予定はあったということによろしいんですね。

○議長【高橋正昭君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 そのとおりでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第8、議案第59号「財産の取得について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設（子育て支援センター一部分を除く））に係る什器等」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第59号「財産の取得について」、御説明いたし

ます。

本案件は、子育て支援センター部分を除く（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設を開設するに当たり必要となる什器等備品一式を調達するものであり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提案するものでございます。

財産の種別、数量につきましては、事務机、事務椅子ほか一式でございます。取得価格は2,046万円で、契約の相手方は宇都宮市の藤井産業株式会社インフラソリューションズカンパニーでございます。

なお、本年8月16日に物品売買仮契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第9、議案第60号「財産の取得について（子育て支援センター開設に係る什器等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第60号「財産の取得について」、御説明いたします。

本案件は、（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設内に子育て支援センターを開設するに当たり、必要となる什器等備品一式を調達するものであり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提案するものでございます。

財産の種別、数量につきましては、事務机、事務椅子ほか一式でございます。取得価格は566万5,000円で、契約の相手方は上三川町の有限会社すずきやでございます。

なお、本年8月16日に物品売買仮契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。10番、田村君。

○10番【田村 稔君】 先ほどの議案第59号のほうで質問しなかったんですが、生涯学習センターと子育て支援センターということで別々なので、取得しようとするのは事務机と事務椅子ほか一式としか、両方同じ建物内のスペースが違うだけだと思うんですが、どうして分割したのか。例えば、庁舎内

だと各担当課ごとに別々に発注するのか、あくまでも事務椅子だったら、同じ建物内の一定のスペースなので、一括して発注したほうがいいんじゃないかなとは思いますが、あくまでも事務机とか事務椅子にしても、全く違うコンセプトのものであるということで別にしたのか、その辺の分割した理由というのがあると思うんですが、もしくは数量、詳細について、大きな、ここでは詳細述べてないですけれども、他というところで大きな違いがあるのかということですか。2点。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 子育て支援センターの備品についてですけれども、議員がおっしゃったとおり、その効率化というところもあるかと思いますが、今回はそれぞれが必要な備品をそれぞれの所管課の予算で購入するものでして、子育て支援センターに関して、そのほかの一式の中にどんなものが入ってるかということをお知らせすると、保育に関する部分が多いものとなっております。例えば、ジョイントクッションといたしまして、床の上に敷くクッションだったり、あとはお昼寝用のベッドだったり、保育に必要な電子レンジ、若しくは電動ポットとか、そういったものも含まれておりますので、生涯学習課のほうとは別で購入するものもございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 10番、田村君。

○10番【田村 稔君】 事務机と事務椅子というのは、これは共通したものなんですか。また、子育て支援センターのほうは全く違うものなんですか。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 事務机、それから事務椅子についても、当然うちのほうの事務所の中に入っているものでございまして、仕様のとおりにということになりますが、生涯学習課は生涯学習課のほうに必要な備品を仕様を決めて発注しまして、支援センターのほうでも、うちの事務室の中に入れるテーブル、それから事務椅子に関しては、規格についてはある一定のものを提示して入札にかけたわけなんですけれども、その同等品ということで入ることにはなっております。ですので、全く同じかといいますと、取ったところが違いますので、内容についてもちょっと変わったものが入ってくるかと思えます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 10番、田村君。

○10番【田村 稔君】 もう1点の分割した理由については、担当課じゃなくて町の執行部のほうで教えてください。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 複合施設の備品の購入ということで、分けた理由でございますが、それぞれの課で、それぞれ予算をもって別々に発注したという認識で私はおります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 10番、田村君。

○10番【田村 稔君】 了解です。

○議長【高橋正昭君】 他にございませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 委員会でやりますけど、一つ本会議で聞きたいんです。

○議長【高橋正昭君】 所管ですけども。

○9番【勝山修輔君】 所管だから一つ聞きたいんです。所管で聞くんじゃなくて、一つ聞いてもいいですか。駄目ですか。

○議長【高橋正昭君】 所管で聞いてください。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第10、議案第61号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第61号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、都市計画税の税率の特例措置が令和5年度をもって終了することに伴い、引き続き税収が事業費を上回らないよう、令和6年度0.135%及び令和7年度0.12%とする特例税率措置を設けるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第11、議案第62号「上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第62号「上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関する条例の制定について」、御説明いたします。

本案件は、地方自治法第244条の2の規定に基づき現在建設中の上三川町ORIGAMIプラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

また、併せて関連する条例を廃止及び一部改正しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。7番、海老原君。

○7番【海老原友子君】 いきいきプラザのほうはですね、敷地内全面禁煙という形になってると思うんですけども、このORIGAMIプラザのほうの条例の中にはそのようなことは盛り込まれているのでしょうか。どのような取扱いにするのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の質問についてお答えします。

禁煙の規定につきましては、本条例には記載等はございませんが、当然ながら、昨今ですね、公共施設の利用のルールに基づきまして、館内につきまして、館内敷地につきましては禁煙する方向でですね、これからちょっと検討していきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長【高橋正昭君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 この前のいきいきプラザの会議のときにですね、敷地内全面禁煙ということがちょっと明確ではなかったような感じが受けましたので、やはりそれは明確にしていってほしいと思うんですね。こっちは全面禁煙、こっちは全面禁煙じゃないというのは、ちょっとおかしな話になってきますので、やはり子育て支援センターという名目がついてますので、その辺はしっかり町としても明確にやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の質問についてお答えします。

敷地内の禁煙等につきましては、いきいきプラザの一体的な利用ということで意見もございますので、そちらと調整しながら、方向性につきましては決定していきたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第12、議案第63号「上三川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第63号「上三川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」、御説明いたします。

本案件は、デジタル手続法の施行に伴い改正されましたデジタル行政推進法の規定に基づき、条例又は規則等で手続を書面等で行うことが定められている場合でも、個別の条例又は規則等を改正すること

なくオンライン化を可能とするための通則的事項を定めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第13、議案第64号「上三川町印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第64号「上三川町印鑑条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、マイナンバーカードの電子証明書機能をスマートフォンに搭載することが可能となることから、本町で実施するコンビニ交付において、当該スマートフォンを使用することで印鑑登録証明書を交付可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 これで、スマートフォンでもらえるとなると、印鑑証明はお金を払ってもらってるんですが、金銭的にはどういうふうになるんでしょうか、一つ。スマートフォンで印鑑証明がもらえるんでしょう。そうすると、今まで印鑑証明をもらうのには、役所へ行こうが、セブンイレブンとかコンビニでやってもお金は取られてるんですが、このスマートフォンでやると、お金は取られないの。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

スマートフォンを利用しまして、コンビニのほうで印鑑登録証明書を取得するものでありまして、手数料のほうは、コンビニ交付と同じ料金、印鑑登録証明書については200円がかかることとなります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、印鑑証明をマイナンバーでもらうのとスマートフォンでもらうのとは同じだということよろしいんでしょうか。



○議長【高橋正昭君】 勝山君、御起立をしてお願いします。

○9番【勝山修輔君】 スマートフォンとマイナンバーと持ってって、マイナンバーで今までもらってるんですが、そのほかにマイナンバーを持ってってもスマートフォンでももらえるというのは、どっち使ってもいいということになるんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 コンビニ交付におきまして、今まではマイナンバーカードのみでコンビニ交付を利用できていたところ、これからはスマートフォンを利用しまして、コンビニのほうで証明書を取れるようになりますので、マイナンバーカード、又はスマートフォンによりコンビニ交付が利用できるようになります。

その際なんですけれども、スマートフォンのほうも、スマートフォン用の電子証明書を搭載したスマートフォンが対応になりますので、現在のところ、アンドロイド携帯の一部の機種が対象になっております。また、スマートフォンのコンビニ交付の利用につきましては、まだ開始のほうはされていませんが、今年中に国のシステムのほうの改修が実施されますので、その後運用という形になります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、私も年寄りの一人なんですけど、今ようやくマイナンバーで印鑑証明が取れるようになったんですね。でも、たまに店員さんにしてもらわないとスムーズにいかないんですけど、いろんな方法をお取りになって、利用する人が分からなくなるということのほうが多いと思うんですね。マイナンバーでさえも、病院に行って保険証の代わりだといって、「あっち向けろ」、「こっち向けろ」ってやられて、年寄りはその中でも目を回しているんですが、このスマートフォンをやって、使えるように行政のほうでその人に教えることは可能なんじゃないですか。それとも、それができないとするなら、「使えるんですよ」というだけで、使い方の知らない人ができてきやしませんか。何でも「デジタル化だ」、「デジタル化だ」ということには、ちょっと上三川町の年齢的な層からすると、もう無理なところが出てきやしませんか。その辺のところは、私の委員会じゃないんでそれ以上は言いませんが、やっぱり使い勝手のいいほうを教えていくほうがよろしいかと思うんですが、その辺はどう考えてるんですか。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 スマートフォンのほうに電子証明書のほうを搭載することにつきましては、国の法律の改正によって行うことでありまして、御本人の意思に、希望に基づいて搭載するものでございます。御本人が希望をしたにもかかわらず搭載の仕方が分からないということでしたら、窓口のほうに来ていただきましたら、こちらのほうでお手伝いできるように窓口のほうを徹底したいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第14、議案第65号「上三川町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第65号「上三川町手数料条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、介護保険要介護要支援認定資料の複写について、介護事業者の介護保険サービス計画作成に資するとともに事務の効率化にも寄与することから、当該介護保険に関する手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第15、議案第66号「上三川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第66号「上三川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、妊産婦医療費助成対象医療費のうち、入院時に要する食事療養費の助成につきまして、令和6年4月より助成対象外とすることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第16、議案第67号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第67号「町道路線の認定について」、御説明いたします。

本案件は、道路用地として公共の用に供する土地の寄附を受けたため、新たな町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第17、議案第68号「令和5年度上三川町一般会計補正予算(第4号)」から、日程第22、議案第73号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算(第1号)」までの6議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第68号から議案第73号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第68号「令和5年度上三川町一般会計補正予算(第4号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して実施する事業者支援施策など、当初予算に見込むことができなかったもののほか、額の確定した普通交付税や臨時財政対策債、更に前年度決算に基づく繰越金や基金繰入額等を補正するとともに、今後の財政運営の安定性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入につきまして、地方特例交付金では、減収補填特例交付金の交付額確定により減額補正いたします。地方交付税では、普通交付税の交付額確定により増額補正いたします。国庫支出金では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金及び社会資本整備総合交付金を増額補正いたします。県支出金では、保育施設等物価高騰対策事業費及び保育所等給食費負担軽減事業費を増額補正いたします。繰入金では、各特別会計の前年度決算の確定に伴う繰入額をそれぞれ増額補正いたします。また、財政調整基金繰入金を減額補正いたします。繰越金は、前年度決算の確定に伴い増額補正いたします。諸収入では、自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金を増額補正いたします。町債では、国庫補助事業と合わせた道路新設改良事業債を増額する一方、消防防災施設等整備事業と臨時財政対策債をそれぞれ減額補正いたします。

続いて、歳出につきまして、総務費では、戸籍システムの標準化に伴うシステム改修費を増額補正いたします。民生費では、保育所等への物価高騰対策支援事業費について増額補正いたします。また、令和4年度の事業実績に伴い、過剰交付となっている国・県支出金の返還金を増額補正いたします。農林

水産業費では、原油価格・物価高騰に対する農業者への支援事業について増額補正いたします。商工費では、エネルギー価格高騰に対する中小企業者への支援事業費のほか、産業団地及び道の駅整備の基本構想等策定経費を増額補正いたします。土木費では、社会資本整備総合交付金事業に係る工事費を増額補正いたします。教育費では、生涯学習・子育て支援複合施設整備に係る事業費を減額補正いたします。更に、繰越明許費を第2表のとおり、債務負担行為を第3表のとおり、地方債を第4表のとおり補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に1億1,714万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を123億7,741万8,000円とするものでございます。

次に、議案第69号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増及び財政調整基金繰入金の減、歳出では、前年度一般会計繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増で、歳入歳出予算の総額に629万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を28億1,529万円とするものでございます。

次に、議案第70号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増額、歳出では、前年度事業費の精算に伴う介護給付費準備基金積立金及び国庫負担金等償還金の増額などで、歳入歳出予算の総額に2億1,353万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を26億1,453万7,000円とするものでございます。

次に、議案第71号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増、歳出では、前年度一般会計繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増などで、歳入歳出予算の総額に54万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億2,854万7,000円とするものでございます。

次に、議案第72号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、前年度繰越金の額の確定に伴う財源の組替えを行ったものであり、既定の歳入歳出予算の総額3億3,700万円に変更はございません。

次に、議案第73号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

資本的支出における補正増額3,300万円の内容は、資材単価等の高騰及び水道施設の修繕等に要する工事請負費を増額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

---

○議長【高橋正昭君】 会議途中ではありますが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、議案第68号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書12、13ページをお開き願います。

2の歳入でございます。第9款第1項1目地方特例交付金139万6,000円の減額につきましては、減収補填特例交付金の額の確定によるものでございます。

第10款第1項1目地方交付税2,571万5,000円の増額につきましては、普通交付税の額の確定によるものでございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金2,961万7,000円の増額につきましては、1節総務管理費補助金で電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加交付等により3,524万9,000円の増額を、デジタル基盤改革支援補助金563万2,000円の減額につきましては、国からではなく地方公共団体情報システム機構から入金されることが判明したため、雑入で予算措置することとしたものでございます。次に、2目民生費補助金415万8,000円の減額につきましては、2節児童福祉費補助金で次世代育成支援対策施設整備交付金が採択となったため400万6,000円の減額を、保育対策総合支援事業15万2,000円の減額につきましては、対象事業の変更によるものでございます。次に、4目土木費補助金1,952万3,000円の増額につきましては、1節道路橋梁費補助金で社会資本整備総合交付金の追加交付により3,399万円の増額を、道路メンテナンス事業1,446万7,000円の減額、2節都市計画費補助金170万2,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。次に、6目消防費補助金11万円の減額につきましては、消防費補助金が不採択となったため減額するものでございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、1目民生費補助金326万8,000円の増額につきましては、2節児童福祉費補助金で、保育施設等物価高騰対策事業で55万円、保育所等給食費負担軽減事業で237万円、保育対策総合支援事業で34万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。3目農林水産業費補助金1万円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金629万円、2目介護保険事業特別会計繰入金4,413万8,000円。次のページ、14、15ページをお開き願います。3目後期高齢者医療特別会計繰入金68万1,000円の増額につきましては、いずれも前年度精算によるものでございます。第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5億40万3,000円の減額は、前年度繰越金の額の確定などによるものでございます。6目森林環境譲与税基金繰入金350万円の増額は、複合施設の備品整備の財源とするため、増額をするものでございます。

第19款第1項1目繰越金5億65万5,000円の増額につきましては、1節前年度繰越金の額の

確定によるものでございます。

第20款諸収入、第4項3目雑入1,074万4,000円の増額につきましては、デジタル基盤改革支援補助金で、先ほど第14款の国庫支出金で減額しました563万2,000円と対象事業の増加により追加となりました211万2,000円の合わせました774万4,000円を、コミュニティ助成事業につきましては、事業が採択されたため300万円をそれぞれ増額するものでございます。

第21款第1項町債、2目土木債1,430万円の増額につきましては、1節道路橋梁債、道路新設改良事業で、事業費、額の確定見込みのため増額するものでございます。3目消防債60万円の減額につきましては、消防ポンプ自動車の備品の装備品の一部が対象とならないため減額するものです。4目臨時財政対策債3,292万8,000円の減額につきましては、発行可能額が確定したため減額するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わりにします。

○議長【高橋正昭君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 続きまして、歳出に移ります。資料の16、17ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、8目企画費、補正額262万7,000円の増につきましては、自治体DXの推進に関する予算としまして、12節委託料では、自治体DXの重点取組み事項の一つであります自治体情報システムの標準化、共通化を進めていく上で必要な戸籍に係る既存データを整理する作業を委託する経費として211万2,000円を、13節使用料及び賃借料では、職員間はもとより、他の自治体とのコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度化を図ることを目的としたリアルタイムコミュニケーションツール、こちらを使用するための経費として51万5,000円を計上したものでございます。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費、12節委託料30万8,000円の増額につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム附票アプリケーション適用作業に伴う機器の改修でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額215万9,000円の増額につきましては、12節委託料、計画策定に係る費用で、物価高騰や労務単価の引上げ等に伴う増額分49万7,000円を、22節償還金、利子及び割引料で、令和4年度児童手当の額の確定見込みに伴う国・県負担金の一部を返還するものとして166万2,000円を計上するものです。3目子ども・子育て支援費、補正額2,869万5,000円の増額につきましては、18節負担金、補助及び交付金で、補助金では、特定教育・保育施設等助成事業で、保育園でのおむつの処分を推進するため、保育園が設置するごみ箱等の費用助成と、昨年度同様に実施する保育所等の給食の食材料費における物価高騰分の助成等で241万6,000円を増額補正します。交付金では、保育施設等への電気代などの物価高騰対策といたしまして、1施設当たり5万円を支給す

るものとしたしまして、11施設で合計55万円を補助するもので、給食食材料費、それから、物価高騰対策につきましては、県予算に基づき実施するものでございます。また、22節償還金、利子及び割引料で、令和4年度分の各事業費の確定見込みに伴う国・県負担金、補助金の一部を返還するものとして、合計で2,572万9,000円を増額補正するものです。4目子育て支援センター費は、予定していた国の補助金が補助対象項目の変更により対象外となったため、財源振替を行うものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費2,430万円の増額につきましては、10節需用費1万円は、県の補助金でございます多面的機能支払事業補助金の交付額確定に伴う事務経費の補正、また、18節負担金、補助及び交付金2,429万円につきましては、昨年同様に原油価格・物価高騰対策農業者支援事業を実施するための補正でございまして、昨年度は一律3万円の交付でございましたが、本年度につきましては、認定農業者は5万円へ、そのうち水田耕作面積1ヘクタール以上の方、又は畜産事業者の方につきましては10万円へ増額する予定でございます。続きまして、5目農地費1,166万3,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計の補正に伴う27節繰出金の補正でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 続きまして、予算書の18ページ、19ページをお開きください。

第7款第1項商工費、2目商工振興費、7節報償費15万円及び12節委託料2,579万8,000円の増額は、議員全員協議会時に御報告いたしました土地利用構想（案）に係る道の駅の基本構想、基本計画を策定するため予算化するものでございます。同じく、18節負担金、補助及び交付金2,460万円の増額は、エネルギー価格等高騰の影響を受けました中小企業者等への支援策といたしまして、エネルギー経費への助成を行うため、交付金の増額補正を行うものとなります。具体的な内容といたしましては、上限を30万円とし、燃料油経費又は電力経費のいずれか3カ月分に対し、支払い額の20%を助成するものでございます。

続きまして、3目産業団地整備推進費、10節需用費1万4,000円及び12節委託料3,713万6,000円の増額は、道の駅同様に土地利用構想（案）に係る産業団地基本計画を策定するため予算化するものとなります。

第7款商工費に係る説明は以上となります。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 続きまして、第8款土木費、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、12節委託料4,000万円の減額補正につきましては、町道4-366号線において、当初、道路占用物周辺の道路工事を道路占用者に委託して実施する予定でしたが、道路占用者との協議の結果、安全に配慮して工事を実施することにより町発注工事での対応が可能であることから減額するものです。また、14節工事請負費9,680万円の増額補正につきましては、12節で減額した道路占用者に委託予定だった工事の増額と社会資本整備総合交付金の交付決定額確定に伴い増額するものです。次

に、4目橋梁維持費、14節工事請負費2,000万2,000円の減額補正につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定額確定に伴い減額するものです。

次に、第4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定額確定に伴い、その財源の内訳を国・県支出金から一般財源に振り替えるものです。

第8款土木費の説明は以上です。

○議長【高橋正昭君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、第9款第1項消防費、2目非常備消防費につきましては、令和5年度コミュニティ助成事業、助成金が採択となったため、消防団員の編上靴の財源100万円を一般財源から特定財源に組み替えるものでございます。3目消防施設費につきましては、消防団のポンプ車の額の確定により60万円を地方債から一般財源に組み替えるものでございます。4目水防費、10節需用費33万円の減額は消防団設備整備費補助金の不採択によるものでございます。5目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金200万円の増額は、本郷台第1自治会、自主防災組織の防災資機材について、コミュニティ助成事業助成金が採択されたものでございます。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 20ページ、21ページをお開きください。

第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、補正額7万2,000円の増額は、7節報償費で、休日部活動の地域移行に向けた中学校の部活動検討委員会の委員に対する謝礼を計上したものでございます。続きまして、4目教育支援費、補正額1万2,000円の増額は、1節報酬7,000円及び8節旅費5,000円の増額で、いずれも障がいのある児童生徒の適正な教育支援を図るために開催される教育支援委員会の委員を新たに一人委嘱するに当たり、必要な経費を計上したものでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 続きまして、第4項社会教育費、1目社会教育総務費5,553万2,000円の減額は、1節報酬で、令和5年4月1日より施行した上三川町男女共同参画推進条例に規定された男女共同参画審議会委員への報酬を8万1,000円増額し、10節需用費で、11月に開催される第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会に、本町の社会教育委員へ出席の要請があったことから、資料代として2万5,000円を増額し、17節備品購入費で（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設の多目的ホールに設置する移動観覧席について、工事の安全、円滑な施行を図るため、本工事に含め増工することとなったことから5,563万8,000円を減額するものです。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、ページを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。こちらの補正につきましては、追加としまして第2款総務費、第1項総務管理費でネットワーク整備事業の602万円から2段下がりました第7款第1項商工費、道の駅整備推進事業の2,729万8,000円までの3事業について、いずれも令和5年度内の事業完了



が困難であるため、繰越明許するものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正、追加でございます。LGWAN接続系ネットワーク機器等賃貸借において、期間を令和5年度から令和11年度まで、限度額を3,547万円に設定するものでございます。

次に、債務負担行為補正、変更でございます。子ども・子育て支援事業計画策定事業におきまして、人件費の高騰などにより115万2,000円を増額し、限度額を294万5,000円とするものでございます。

次に、第4表地方債補正、変更でございます。2の道路新設改良事業、6の消防防災施設整備事業、7の臨時財政対策債につきまして、先ほど歳入で御説明させていただきましたように、補正前の限度額を補正後の限度額にそれぞれ改めるものでございます。

以上で「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第69号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。2の歳入から御説明いたします。

第7款第1項繰入金、2目1節基金繰入金、1,380万1,000円の減額は、前年度繰越金の増額により財源が確保されたため減額するものでございます。

第8款第1項1目繰越金、1節前年度繰越金2,009万1,000円の増額は、前年度繰越金が確定したことに伴い補正するものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出について御説明いたします。

第9款諸支出金、第2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金629万円の増額は、令和4年度の職員給与費等繰入金などの一般会計繰入金の精算により、一般会計へ返還するものでございます。

以上で議案第69号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、議案第70号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。2の歳入から御説明いたします。

第4款第1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金の110万9,000円の増額補正につきましては、地域支援事業費の追加交付によるものでございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、1目利子及び配当金の4,000円の増額補正につきましては、介護給付費準備基金の積立てに伴う利子によるものでございます。

次の第8款第1項1目繰越金の2億1,242万4,000円の増額補正につきましては、令和4年度の繰越額の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3の歳出について御説明いたします。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、5目介護予防福祉用具購入費の34

万8,000円の増額補正につきましては、要支援の方の福祉用具購入が当初見込みより多かったことによるものでございます。

第4款第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の7,168万7,000円の増額補正につきましては、事業費確定に伴う精算額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目償還金の9,756万3,000円の増額補正につきましては、令和4年度の事業費確定に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。第2項繰出金、1目一般会計繰出金の4,413万8,000円の増額補正につきましては、令和4年度の事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。

次の第6款第1項1目予備費の19万9,000円の減額補正につきましては、令和4年度の事業費確定に伴う予備費の減額でございます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 住民課長。

○住民課長【田仲有紀君】 続きまして、議案第71号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。2の歳入から御説明いたします。

第5款第1項繰越金、1目1節前年度繰越金54万7,000円の増額は、前年度の繰越金が確定したことに伴い補正するものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。3の歳出について御説明いたします。

第3款諸支出金、第2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金68万1,000円の増額は、令和4年度の事務費繰入金などの一般会計繰入金の精算により、一般会計へ返還するものでございます。

第4款第1項1目予備費13万4,000円の減額は、歳入歳出を調整するものでございます。

以上で、議案第71号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第72号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の8、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、第3款第1項繰入金、1目一般会計繰入金の1,166万3,000円の減額及び第4款第1項1目繰越金の1,166万3,000円の増額は、令和4年度の決算による前年度繰越金の額の確定に伴い、財源の組替えを行うものであります。既定の歳入歳出予算の総額3億3,700万円に変更はございません。

以上で、議案第72号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明を終わります。

続きまして、議案第73号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。補正予算参考資料により御説明いたします。

資本的収入及び支出の支出になりますが、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費、4節工事請負費3,300万円の増額につきましては、工事の資材単価等の高騰及び漏水に伴う配水管の雪害や、地下水をくみ上げる取水ポンプなどの水道施設の修繕等に係る費用でございます。

以上で、議案第73号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」について説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

議案第68号「令和5年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「令和5年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第23、議案第74号「令和4年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第29、議案第80号「令和4年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第74号から議案第80号までの決算の認定関係につきまして、各会計決算の概要について一括して御説明いたします。

別冊でお配りいたしました「令和4年度上三川町一般会計・特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計決算の概要と主要施策の説明書」を御覧いただきたいと存じます。

2ページをお開きください。一般会計につきましては、当初予算額114億4,200万円、継続費及び繰越事業費4億6,343万3,000円を計上し、総額22億3,183万4,000円の増額補正を行い、最終予算総額は141億3,726万7,000円となりました。歳入決算額は127億1,727万4,082円、前年度と比較して6億1,970万6,325円、4.6%の減となりました。また、歳出決算額は116億419万6,334円、前年度と比較して6億7,740万6,048円、5.5%の減となりました。この結果、形式的な収支差引額は11億1,307万7,748円となりました。実質収支は8億65万5,748円の黒字となり、これを次年度に繰り越すこととなります。

次に、歳入について、構成比は、町税50.1%、国庫支出金16.0%、繰越金8.3%、県支出金7.2%の順になっています。財源別では、収入調達の分類で、自主財源78億9,969万3,000円、構成比62.1%、依存財源48億1,758万1,000円、構成比37.9%、用途の分類で、一般財源96億2,328万2,000円、構成比75.7%、特定財源30億9,399万2,000円、構成比24.3%となりました。

続いて、歳出について、構成比は、民生費37.9%、教育費11.5%、土木費10.8%、総務費10.1%の順になっています。また、性質別構成比は、扶助費24.1%、補助費等18.2%、物件費15.8%、人件費13.9%の順になっています。義務的経費、任意的経費の区分では、義務的経費53億4,346万1,000円、構成比46.0%、任意的経費62億6,073万5,000円、構成比54.0%となりました。また、消費的経費・投資的経費・その他の経費の区分では、消費的経費83億8,254万2,000円、構成比72.2%、投資的経費8億7,574万6,000円、構成比7.6%、その他の経費23億4,590万8,000円、構成比20.2%となりました。

なお、町債の令和4年度末現在高は60億11万2,209円で、町民一人当たりの現在高は19万4,430円となりました。

以上が一般会計決算の概要であり、主な事務事業の概要と成果については5ページ、6ページに目を通していただけたいと思います。

次に、特別会計等について、会計別に順を追って御説明いたします。7ページをお開きください。

まず、国民健康保険事業特別会計決算は、歳入29億1,996万1,840円、前年度対

比5,634万4,463円、2.0%の増、歳出28億7,897万2,375円、前年度対比8,745万2,454円、3.1%の増で、差引き4,098万9,465円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、介護保険事業特別会計決算は、歳入24億839万5,166円、前年度対比3,587万4,743円、1.5%の増、歳出21億9,043万437円、前年度対比2,899万5,681円、1.3%の減で、差引き2億1,796万4,729円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算は、歳入3億874万1,910円、前年度対比2,383万1,233円、8.4%の増、歳出3億511万6,042円、前年度対比2,272万8,425円、8.0%の増で、差引き362万5,868円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、農業集落排水事業特別会計決算は、歳入3億3,369万1,628円、前年度対比1,163万2,823円、3.6%の増、歳出3億1,802万8,362円、前年度対比546万9,544円、1.7%の増で、差引き1,566万3,266円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、水道事業について、給水戸数1万1,716戸、給水人口2万8,816人、給水区域内普及率が93.4%となり、前年度より1.4ポイント増加しました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額6億1,122万694円、支出総額5億7,302万1,085円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算は、収入総額2,446万7,874円、支出総額6億6,279万1,320円となりました。

最後に、下水道事業について、接続戸数9,180戸、接続人口2万2,358人、接続率は89.2%となり、前年度より0.7ポイント増加しました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額8億957万7,758円、支出総額7億9,195万2,661円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算は、収入総額6億9,758万7,150円、支出総額7億4,718万2,373円となりました。

以上で、令和4年度における各会計決算の概要と、主要施策の成果について説明を終わります。

なお、決算書の内容につきましては、会計管理者及び上下水道課長より説明させます。

---

○議長【高橋正昭君】 会議途中でありますが、昼食のため、休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を開きます。

---

○議長【高橋正昭君】 会計管理者及び上下水道課長の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者【日野妙子君】 それでは、別冊の令和4年度決算書を御用意ください。

先ほど、町長より、決算の概要と主要施策について説明がございましたので、重複しないよう、主な

ものについて御説明いたします。

まず、一般会計の歳入から御説明いたします。13、14ページをお開き願います。

第1款町税、右側14ページ一番上の段、左から2列目、収入済額は63億7,759万9,576円でございます。

前年度と比較いたしまして5億9,031万534円の増となりました。これは主に償却資産が増加したことにより固定資産税が増加したためでございます。その右側、不納欠損額は1,429万6,686円で、内訳は、町民税の個人が108人、法人が6社、固定資産税が81人、都市計画税が38人、軽自動車税が58人、実人数では236人分の不納欠損をいたしました。次に、その右側、収入未済額は1億4,139万6,725円で、内訳は、町民税の個人が1,056人、法人が23社、固定資産税が814人、都市計画税が265人、軽自動車税が350人、実人数では1,522人分でございます。町税全体の調定額に対する徴収率につきましては、備考欄にありますように97.6%、前年度と比較いたしまして0.4ポイントの増でございます。

続きまして、21、22ページをお開き願います。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、1目民生費負担金、1節児童福祉費負担金は保育料で、右側22ページ下から4段目、左から2列目、収入済額は5,222万8,280円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。右から2列目、収入未済額は156万3,560円で、現年度3人分、過年度9人分でございます。

続きまして、23、24ページをお開き願います。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、5目土木使用料、3節住宅使用料は、町営住宅及びこれに附帯する駐車場の使用料でございます。右側24ページ下から4段目、左から2列目、収入済額は2,414万9,020円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。右から2列目、収入未済額は253万7,900円で、13世帯分でございます。

続きまして、45、46ページをお開き願います。

第20款諸収入、第3項貸付金元利収入、2目住宅新築資金等貸付金元利収入、1節滞納繰越分でございます。右側46ページ上から8段目、左から2列目、収入済額は18万6,000円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。右から2列目、収入未済額は2,916万3,046円、内訳は住宅新築資金5人分、住宅改修資金1人分、宅地取得資金6人分で、貸付実人数は6人でございます。

次の47、48ページをお開き願います。

一番下の段を御覧ください。一般会計歳入合計でございます。右側48ページ一番左の列、調定額の合計は129億623万1,999円、その右、収入済額の合計は127億1,727万4,082円で、調定額に対する収入率は98.5%でございます。

続きまして、一般会計歳出について御説明いたします。歳出につきましては、この後予定されております決算特別委員会で各所管課より説明がございますので、私からは予備費充当の主なものを申し上げます。

それではまず、77、78ページをお開き願います。

右側、78ページの備考欄の上から6段目の120万円の充当です。こちらにつきましては、第3款

民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、14節工事請負費で、上三川ふれあいの家ひまわり南館事務室の空調機が故障し、早急に修繕が必要になったため充当したものでございます。

続きまして、143、144ページをお開き願います。

右側144ページ、備考欄の下から3段目、96万9,000円につきましては、第10款教育費、第4項社会教育費、2目公民館費、10節需用費で、内訳といたしましては、中央公民館執務室内の空調設備が故障し、修繕したために75万5,000円を、また、中央公民館の誘導灯と誘導標識本体不良により交換が必要になったため21万4,000円を充当したものでございます。

続きまして、155、156ページをお開き願います。

一番下の段、一般会計歳出合計でございます。左側155ページ右から3列目、予算現額の合計は141億3,726万7,000円でございます。右側156ページ一番左の列、支出済額の合計は116億419万6,334円で、予算現額に対する執行率は82.1%でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。165、166ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。右側166ページ一番上の段、第1款保険税、左から2列目、収入済額は5億8,160万6,930円。その右、不納欠損額は1,660万3,344円で、76人分でございます。その右、収入未済額は1億4,539万4,307円で、913人分でございます。保険税の調定額に対する徴収率は78.1%で、前年度と比較いたしまして0.8ポイントの増でございます。

175、176ページをお開き願います。

一番下の段を御覧ください。歳入合計でございます。右側176ページ一番左の列、調定額の合計は30億8,195万9,491円、その右、収入済額の合計は29億1,996万1,840円で、調定額に対する収入率は94.7%でございます。

続きまして、193、194ページをお開き願います。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側193ページ右から3列目、予算現額の合計は29億9,499万7,000円、右側194ページ、一番左の列、支出済額の合計は28億7,897万2,375円で、予算現額に対する執行率は96.1%でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計について御説明いたします。203、204ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款保険料、右側204ページ一番上の段、左から2列目、収入済額は5億7,107万7,903円、その右、不納欠損額は98万750円で、25人分でございます。その右、収入未済額は799万196円で、169人分でございます。調定額に対する徴収率は98.4%で、前年度からの増減はございません。

213、214ページをお開き願います。

歳入合計でございます。右側214ページ一番下の段、一番左の列、調定額の合計は24億1,736万6,112円、その右、収入済額の合計は24億839万5,166円で、調定額に対する収入率は99.6%でございます。

231、232ページをお開き願います。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側231ページ右から3列目、予算現額の合計は24億9,806万9,000円、右側232ページ、一番左の列、支出済額の合計は21億9,043万437円で、予算現額に対する執行率は87.7%でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。241、242ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款保険料、右側242ページ一番上の段、左から2列目、収入済額は2億3,901万9,119円。その右、不納欠損額は10万5,500円で、5人分でございます。その右、収入未済額は156万1,123円で、33人分でございます。保険料の調定額に対する徴収率は99.2%で、前年度と比較いたしまして0.3ポイントの減となりました。

245、246ページをお開き願います。

歳入合計でございます。右側246ページ一番下の段、一番左の列、調定額の合計は3億1,040万8,533円。その右、収入済額の合計は3億874万1,910円で、調定額に対する収入率は99.4%でございます。

続きまして、249、250ページをお開き願います。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側249ページ右から3列目、予算現額の合計は3億712万9,000円、右側250ページ、一番左の列、支出済額の合計は3億511万6,042円で、予算現額に対する執行率は99.3%でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計について御説明いたします。259、260ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目農業集落排水事業費分担金、1節農業集落排水事業費分担金、右側260ページ上から4段目、左から2列目、収入済額は669万7,100円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。右から2列目、収入未済額は92万2,200円で、31人分でございます。

続きまして、同じページ、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目1節農業集落排水使用料、右側260ページ上から8段目、左から2列目、収入済額は5,709万9,341円で、内訳は備考欄に記載のとおりでございます。右から2列目、収入未済額は46万1,846円で、131人分でございます。

次の261、262ページをお開き願います。

歳入合計でございます。262ページ、一番下の段、一番左の列、調定額の合計は3億3,507万5,674円。その右、収入済額の合計は3億3,369万1,628円で、調定額に対する収入率は99.6%でございます。

続きまして、265、266ページをお開き願います。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側265ページ右から3列目、予算現額の合計は3億3,311万7,000円、右側266ページ、一番左の列、支出済額の合計は3億1,802万8,362円で、予算現額に対する執行率は95.5%でございます。

次に、269、270ページをお開き願います。



一般会計、特別会計実質収支に関する調書でございます。実質収支額の各会計総合計額は、270ページの右下にありますように10億7,889万9,076円で、一般会計及び特別会計は黒字決算となりました。

各会計の収支につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、私のほうからは省略させていただきます。

次に、273、274ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。1の公有財産から2の物品につきまして、決算年度中に増減があったものにつきまして、主なものを御説明いたします。

(1) 土地及び建物について御説明いたします。273ページ一番下の段、総合計の欄を御覧ください。まず、土地につきましては、左から2列目、決算年度中増減高4,864.25平方メートルの増は、生沼家住宅の取得や旧殿山配水場の企業会計からの移行によるものでございます。建物の、右側274ページ一番下の段、右から2列目、延面積合計の決算年度中増減高437.83平方メートルの増につきましても、生沼家住宅本宅の寄附や旧殿山配水場施設の企業会計からの移行によるものでございます。

続きまして、次の275ページをお開き願います。

(3) 出資による権利について御説明いたします。表の下から2段目、公益信託上三川町ふるさと人材育成奨学基金につきましては、決算年度中増減高241万9,376円の減でございます。こちらは、主に学資給付によるもので、件数は10件でございました。決算年度末現在高の合計は9,803万6,816円となりました。

続きまして、276ページ、2の物品でございますが、詳細につきましては、表のとおりでございますので、省略させていただきます。

続きまして、277、278ページをお開き願います。

3の債権でございます。住宅新築資金貸付金等の決算年度中の増減高は10万4,000円の減で、表記載のとおり返済がございましたので、決算年度末現在高は2,436万9,200円でございます。

続きまして、4の基金でございます。財政調整基金から279ページ一番下の新型コロナウイルス感染症対応基金までの15基金全体の決算年度末の現在高は68億4,661万6,143円でございます。

個別の基金につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、281、282ページを御覧ください。

印紙等購買基金運用状況調書でございます。印紙、証紙につきましては、旅券事務執行等に伴う印紙、証紙の購入及び売りさばきでございます。決算年度末現在高はここに記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計、特別会計決算書の主な内容について説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、「令和4年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、御説明させていただきます。

285、286ページをお開き願います。

決算報告書(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。第1款水道事業収益は、決算額6

億1,122万694円で、対前年度比0.6%の減でございます。第1項営業収益4億6,225万4,504円は、主に水道料金と加入金でございます。第2項営業外収益1億4,896万6,190円は、主に長期前受金戻入と他会計補助金でございます。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用、決算額は5億7,302万1,085円で、対前年度比4.6%の増でございます。第1項営業費用5億3,547万2,467円は、主に経常経費と減価償却費でございます。第2項営業外費用3,753万2,730円は、企業債支払利息等でございます。

次のページ、287、288ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出のまず収入でございます。

第1款水道事業収入は、決算額2,446万7,874円で、対前年度比3.8%の減でございます。収入の内訳ですが、第3項負担金2,446万7,874円は、消火栓設置及び県事業に伴う水道管移設等に係る負担金でございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業支出は、決算額6億6,279万1,320円で、対前年度比10.8%の増でございます。第1項建設改良費2億3,807万2,204円は、配水管布設等の工事請負費でございます。第2項企業債償還金1億3,609万2,116円は、企業債の元金償還金でございます。第3項投資有価証券購入費2億8,862万7,000円は、国債の購入費用でございます。

なお、287ページの下段に表示しております決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億3,832万3,446円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補填したものでございます。

続きまして、次のページ、289ページをお開き願います。

令和4年度損益計算書について御説明いたします。この計算書は、水道事業の1年間の収益と費用の状態を明らかにしたものを税抜きで表したものでございます。

まず、1の営業収益より2の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、9,935万9,102円のマイナスでありました。次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右の列の下から2番目にありますように1億1,863万8,953円でございます。営業利益と営業外収支を足しました経常利益は、最下段にありますように1,927万9,851円となりました。

次のページ、290ページに移りまして、当年度純利益は、一番右の列の上から2段目にありますように1,926万5,282円で、対前年度比64.5%の減となりました。なお、前年度繰越利益剰余金はございませんでしたので、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額となります。

続きまして、293ページをお開き願います。令和4年度上三川町下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。先ほど損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金の1,926万5,282円を建設改良積立金の積立てといたしまして処分するものでございます。なお、決算に関する説明書といたしまして、291ページの剰余金計算書、294ページからのキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、決算付属書類等を添付しております。決算付属書類につきましては、後日予定されております決算特別委員会で御説明いたします。

以上で、「令和4年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「令和4年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、御説明させていただきます。

325、326ページをお開き願います。

決算報告書（1）収益的収入及び支出のまず収入でございます。第1款下水道事業収益は、決算額8億957万7,758円で、対前年度比1.3%の増でございます。第1項営業収益3億821万5,189円は、主に下水道使用料及び雨水処理負担金でございます。第2項営業外収益5億136万2,569円は、主に長期前受金戻入、一般会計補助金でございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用、決算額は7億9,195万2,661円で、対前年度比0.4%の増でございます。第1項営業費用7億359万5,677円は、主に経常経費と減価償却費でございます。第2項営業外費用8,835万6,984円は、企業債支払利息等でございます。

次のページ、327、328ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出のまず収入でございます。第1款下水道事業収入は、決算額6億9,758万7,150円で、対前年度比3.7%の増でございます。主な収入ですが、第1項企業債1億8,570万円は、建設改良費に係る企業債でございます。第2項出資金2,473万6,000円は、一般会計からの出資金でございます。第3項他会計補助金3億1,631万7,000円は、一般会計からの補助金でございます。第5項国庫補助金9,960万7,000円は、建設改良費に係る国庫補助金でございます。第6項負担金7,122万7,150円は、受益者負担金及び県事業に伴う下水道管移設等に係る負担金でございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業支出は、決算額7億4,718万2,373円で、対前年度比4.3%の増でございます。第1項建設改良費3億7,736万3,230円は、雨水整備や下水道管布設等の工事請負費でございます。第2項企業債償還金3億6,981万9,143円は、企業債の元金を償還したものでございます。

なお、327ページの下段に表示しております決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,959万5,223円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整税額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金をもって補填したものでございます。

続きまして、次のページ、329ページをお開き願います。

令和4年度損益計算書について御説明いたします。この計算書は、下水道事業の1年間の収益と費用の状態を明らかにしたものを税抜きで表したものでございます。

まず、1の営業収益より2の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、4億305万5,970円のマイナスでありました。次に、3の営業外収益から次のページ、330ページの4の営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右の列の最上段にありますように、4億2,001万8,590円でありました。営業利益と営業外収支を足しました経常利益は、一番右の列の上から2段目にありますように1,696万2,620円となりました。当年度純利益は、一番右の列の下から3段目にありますように1,696万2,620円で、対前年度比17.4%の増となりました。

た。なお、前年度繰越利益剰余金はございませんでしたので、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額となります。

続きまして、333ページをお開き願います。令和4年度上三川町下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。先ほど損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金の1,696万2,620円を減債積立金の積立てといたしまして処分するものでございます。

なお、決算に関する説明書としまして、331ページの剰余金計算書、334ページからのキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、決算付属書類等を添付しております。決算付属書類につきましては、後日予定されております決算特別委員会で御説明させていただきます。

以上で、「令和4年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わらせていただきます。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査意見を求めます。館野代表監査委員。

(代表監査委員 館野治信君 登壇)

○代表監査委員【館野治信君】 お手元に配付されております資料「令和4年度上三川町一般会計・特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算並びに基金運用状況等の審査意見書」について御報告申し上げます。

朗読を省きまして主要内容についての御説明といたしますので、御了承お願いしたいと思います。

意見書の1ページを御覧ください。「1の審査の対象」から「4の審査の結果」でございますが、審査の対象は、令和4年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算であります。審査は、事前の書類審査の後、8月17、18日の2日間、田村監査委員とともに各課ヒアリングを行いました。

審査の方法であります。決算関係諸帳簿のほか、内容確認のため、関係職員に対するヒアリングと、令和4年度及び令和5年度の例月現金出納検査、並びに令和4年度の定例監査の結果も参考にいたしました。

審査の結果につきましては、一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算書、帳簿類を照合したところ正確であり、それぞれの目的に従って執行され、内容も適正であると認められました。

また、財産に関する調書につきましても適正に処理されておりましたが、公有財産の管理や確認の方法を明確にした規程等を速やかに整備され、より適正な財産管理に努められることを求めるものであります。また、規程等の作成完了までのスケジュールを示されるようお願いいたします。

本町の財政全般を見た場合、財政力指標はおおむね良い値を示しており、経常収支比率については、前年度の79.9%から83.5%に若干後退をしております。

また、起債残高についても企業会計分を含む町全体の残高は減少してきております。今後も、物価高騰などによる景気の悪化の影響を受け、町税、各種徴収金の大幅な増収は見込めないと予想されるため、適正な財政運営のためにも、歳入を中期的に予測し、計画的な財源確保策を講じるとともに、事業実施による費用対効果を見極め、既存の施策・事業の再構築や最適化などに取り組むことにより、経常収支

比率の実質的な改善を図っていただきたいと存じます。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療においては、事業の健全な運営のため、連携・協力し、引き続き給付費抑制の取組みを進めるとともに、保険料滞納の抑制のため、早期対応、計画的な徴収など、徴収業務について努力をお願いしたいと思います。

会計全般としては、一般会計及び特別会計の不用額は10億8,682万450円で、前年度比24.8%の増と、5年連続して増加しています。特に、一般会計では社会福祉費の不用額が2億円を超え、予算現額に対する不用額の割合は8.4%、前年度比5.8ポイントの増となっています。また、介護保険事業特別会計では、不用額が3億円を超え、予算現額に対する不用額の割合は12.3%で、前年度比4.2ポイントの増と、一般会計及び特別会計の中で一番増加率が高くなっております。各所管課においては、不用額増加の要因をよく分析し、財政担当課が中心になり、予算編成の在り方や職員の意識改革をはじめとした予算に対する全般的な姿勢を見直すなど、不用額抑制の対策を講じることを求めます。また、予算編成時には、支出額をよりの確に検証した予算措置を行い、予算の有効活用に努められることを期待します。

2ページを御覧ください。5の決算の概要について御説明します。

(1)の総括であります。決算額は一般会計と各特別会計を合わせ、歳入総額で18億8,806万4,626円、歳出総額で17億2,967万4,355円となっております。一般会計は、翌年度へ繰り越すべき財源3億1,242万2,000円を差し引いた実質収支額は8億6,574,800円、特別会計は、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は2億7,824万3,328円となっております、いずれも黒字決算を計上しております。

なお、各会計の決算額は、表1のとおりでございます。

3ページを御覧ください。(2)の一般会計について御説明します。「アの歳入について」でございますが、総額は12億7,172万4,082円で、前年度と比較すると6億1,970万6,325円の減となっております。歳入に占める自主財源は7億8,969万3,000円、構成比で62.1%、うち、町税は6億3,760万円で、徴収率は97.6%、前年度と比較すると0.4ポイント上昇しております。町税は、歳入の根幹をなす重要なものであり、また負担公平の観点からも、徴収率の向上のため、今後とも努力をお願いします。

歳入全体としては、他団体に比べ自主財源比率は高いほうであるものの、本町の財政事情として、法人町民税の変動に伴い、各年度の増減の差が大きく、歳入状況は不安定であること、また、物価高騰による景気の悪化の影響を受け、町税・各種徴収金の大幅な増収が見込めないと予想されることから、今後とも中長期的な計画に基づいた財源確保に努め、財政運営の安定化策を講じていただきたいと思います。

4ページを御覧ください。「イの歳出について」でございますが、総額は11億6,419万6,334円で、前年度と比較すると6億7,740万6,048円の減となっております。歳出に占める構成比では、民生費37.9%、教育費11.5%、土木費10.8%、総務費10.1%の順になっております。性質別構成比で、扶助費24.1%、補助費等18.2%、物件費15.8%、人件費13.9%の順になっております。

歳出全般で見ますと、前年度と比較して総じて減少に転じておりますが、特に扶助費は歳出に占める割合も大きいことから、財政への影響が懸念されます。今後も、施設の維持管理や町の活性化など、喫緊の課題に迅速かつ的確に対応していくとともに、持続的に発展できるまちづくりを推進していかねばならないため、費用対効果を見極め、既存の施策・事業の再構築や最適化などに取り組み、引き続き行財政基盤の強化を図っていただきたいと思います。

5 ページを御覧ください。（3）の特別会計について御説明します。

「アの国民健康保険事業」でございますが、歳入総額 29 億 1,996 万 1,840 円、歳出総額 28 億 7,897 万 2,375 円で、歳入歳出差引額は 4,098 万 9,465 円となっております。歳入の保険料の徴収率は 78.1% で、前年度と比較すると 0.8 ポイント上昇しております。

歳出の保険給付費は 19 億 6,796 万 3,417 円で、前年度と比較すると 9,964 万 3,465 円の増となっております。

歳入においては、現年度未収金の早期徴収に努め、過年度未収金の発生の抑制に努力したことがうかがえますが、依然として多額の収入未済額や不能欠損があるため、徴収率の良い市町を参考にし、今後も徴収率の向上に努められ、財政運営の安定化を求めるものであります。

6 ページを御覧ください。「イの介護保険事業」でございますが、歳入総額 24 億 839 万 5,166 円、歳出総額は 21 億 9,043 万 437 円で、歳入歳出差引額は 2 億 1,796 万 4,729 円となっております。保険料の収入未済額が近年、高止まりの状態が続いているため、保険給付費や地域支援事業費の歳出予算に占める割合が大きいことから、引き続き未済額の解消の努力をお願いします。

「ウの後期高齢者医療」でございますが、歳入総額 3 億 874 万 1,910 円、歳出総額は 3 億 511 万 6,042 円、歳入歳出差引額は 362 万 5,868 円となっております。保険料の収入未済額が前年度より増加しているため、要因を分析して未済額の解消に向けた努力をお願いいたします。

「エの農業集落排水事業」でございますが、歳入総額は 3 億 3,369 万 1,628 円、歳出総額は 3 億 1,802 万 8,362 円、歳入歳出差引額は 3 億 1,802 万 8,362 円となっております。農業集落排水 4 処理区の水質改善と環境改善のためにも、接続率の低い地域への対策が必要と思われれます。

（4）の水道事業会計について御説明します。

収益的収支では、純利益 1,926 万 5,282 円でありますが、これを上回る投資をしており、今後も漏水等の施設の老朽化について、計画的かつ継続的な対応が検討され、有収水量の向上に努め、経営基盤の向上を図っていくことが必要であります。

8 ページを御覧ください。（5）の下水道事業会計について御説明します。

収益的収支では、純利益が 1,696 万 2,620 円でありますが、歳入は一般会計補助金に依存しており、加えて企業債元利償還による支出もあることから、厳しい運営状況にあると思われれます。下水道未整備地区の整備を進めるとともに、加入促進等による接続率の向上に努力をお願いいたします。

9 ページを御覧ください。（6）の財産について、主なもののみ御説明します。

まず、「アの公有財産」、「（ア）の土地及び建物」についてでございますが、土地は 9 万 2,019.38 平方メートルで、前年度より 4,864.25 平方メートルの増、これは生沼家住宅の

寄付や旧殿山配水場が企業会計から普通財産に移行されたことによるものであります。建物は10万3,274.09平方メートル、前年度より437.83平方メートルの増で、生沼家住宅本宅の寄付によるものであります。

次に、「エの基金」についてでございますが、令和4年度末現在、基金として積立てがあるものは14基金で、総額68億4,661万6,143円、前年度と比較すると8,085万2,304円の増となっております。

10ページを御覧ください。(7)の町債の状況について御説明します。

令和4年度末の町債残高は、一般会計60億11万3,000円、農業集落排水事業特別会計20億3,277万4,000円、企業債残高は、水道事業会計9億1,528万5,000円、下水道事業会計45億6,639万1,000円となっております。

これらの4会計を合計した町債・企業債の合計残高は135億1,456万3,000円で、前年度と比較すると11億3,725万7,000円の減となっております。引き続き、適切な管理をお願いいたします。

11ページを御覧ください。(8)の財政指標の状況について御説明します。

「アの財政力指数」は3カ年平均で0.948、前年度より0.006ポイント低下しております。

また、単年度ベースでは0.942、前年度より0.019ポイント上昇し、前年度に引き続き1.000を下回り、普通交付税の交付団体となっております。

「イの経常収支比率」は83.5%で、前年度より3.6ポイント上昇しております。

「ウの実質公債費比率」は3カ年平均で6.6%、前年度より0.7ポイント上昇したものの、早期健全化基準25.0%を大きく下回っております。

「エの将来負担比率」は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、算定されませんでした。

以上、決算審査の概要でございますが、決算審査の詳細につきましては、審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

最後に、物価高騰による景気の悪化は、経済・社会に甚大な影響を及ぼしており、町税や各種徴収金の大幅な増収は見込めないと予想されます。

先ほど述べましたとおり、財政指標はおおむね良好な数値を示しておりますが、本町の特徴である町税収入額の増減による財政運営の不安定化にも注視し、歳入においては中期的な計画に基づいた財源確保、歳出においては課題を分析し、限られた財源の中で費用対効果を見極めた事業の選択と最適化などに取り組み、予算の有効活用を図られた行財政運営に努められるようお願いをいたしまして、審査意見の報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 これから質疑を行います。

最初に、議案第74号「令和4年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 町長の説明でですね、町債の令和4年度、まず現在の残高は60億11万2,200円で、町民一人当たり19万4,400円となりますというふうに書いてあるんですが、国民健康保険のほうでですね、人数にちょっと誤りがあるんじゃないかと思うんですが、一体何名でこれ

は一人頭の換算をするのでしょうか。この計算で、こっちの介護保険のほうの人数で割ると、ちょっと金額が違って来るんですが。下水道だよ。下水道で2万2,358人ってやってる。これで計算すると、もっと額が増えちゃうんだから、一体何人でこれ計算してるんですか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 先ほど町長のほうで答弁いたしました起債残高60億11万3,000円に対して、町民一人当たり19万4,430円ということでお話があったかと思うんですが、こちらにつきましては、残高を町の人口3万1,000人から3万800人程度で割って算出したものでございます。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 3万1,000人は子供、お年寄りも寝たきりの人も全部借財を抱えているという計算でいいのでしょうか。そうすると片一方では、水道事業では、接続人口が2万2,358人って説明してるんです。それじゃ、こっちも2万2,358人で計算しなきゃいけないんじゃないんですか。これ接続してる住民でしょう。これと同じじゃないの。こっちも税金払ってる人は。子供まで取ってんの。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 60億円の残高につきましては、上水道分は含まれておりませんので、あくまで一般会計として借入れしたものの残高でございますので、総人口で割っているというところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃ、企画課長に言いますが、生まれて1歳の人も、もう借財を抱えておるという説明になると思うんです。そして、明日病院で息を引き取るかもしれない人も、19万円の借財を抱えているという計算をして、負担させるのでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 あくまで全国的には総人口で割っているというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号「令和4年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第80号「令和4年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6議案につきまして、一括して質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで議案第75号から議案第80号までの質疑を終わります。



お諮りいたします。ただ今上程中の議案第74号から議案第80号までにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

決算特別委員の定数につきましては、各常任委員会から3人の計6人及び副議長とし、7人をもって構成したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員の定数は7人と決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 ここで、各常任委員会からの決算特別委員選考のため、暫時休憩いたします。

この間に各常任委員会で協議し、3人の委員を選考してください。

午後2時01分 休憩

午後2時05分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復し、会議を開きます。

---

○議長【高橋正昭君】 各常任委員会における決算特別委員の選考結果について、これより、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。5番、総務文教常任委員長、小川公威君。

○5番・総務文教常任委員長【小川公威君】 総務文教常任委員会からは、神藤昭彦委員、鶴見典明委員、そして私、小川公威の以上3人でお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、海老原友子君。

○7番・産業厚生常任委員長【海老原友子君】 産業厚生常任委員会からの3人のメンバーは、篠塚議員、田崎議員、そして私、海老原でございます。

よろしくお願いたします。

○議長【高橋正昭君】 決算特別委員の選任についてお諮りいたします。

総務文教常任委員会、5番、小川公威君、2番、鶴見典明君、3人目が神藤昭彦君、産業厚生常任委員会は、7番、海老原友子君、1番、田崎幸夫君、3番、篠塚啓一君、以上6人に副議長を加え、7人の委員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した委員を選任することに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 ここで決算特別委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。委員に選任された方は応接室にお集まりください。他の議員は着席のままです。

午後2時10分 休憩

午後2時11分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【高橋正昭君】 正副委員長の互選の結果について、代表者より報告を求めます。13番、稲川君。

○13番【稲川 洋君】 ただ今互選した結果、委員長に7番、海老原友子さん、副委員長に5番、小川公威さん、以上を選任しました。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 ただ今の報告のとおり、委員長に7番、海老原友子君、副委員長に5番、小川公威君と決定いたしました。

お諮りいたします。本日、町長から、報告第9号「議会の委任による専決処分の報告について（工事請負契約の変更 庁舎内部改修工事（トイレ等）」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、報告第9号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 追加日程第1、報告第9号「議会の委任による専決処分の報告について（工事請負契約の変更 庁舎内部改修工事（トイレ等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第9号「議会の委任による専決処分の報告について」、御説明いたします。

本案件は、令和4年12月9日に工事請負契約を締結いたしましたトイレ等の庁舎内部改修工事において、地方自治法第180条第1項の規定により、指定された町長の専決処分事項に基づき、工事請負契約の変更を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第9号はこれをもって終わります。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第58号から議案第67号までにつきましては9月8日までに、決算特別委員会に付託しました議案第74号から議案第80号までにつきましては9月13日までに審査を終了するよう、それぞれ期限を付けること

にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第67号までについては9月8日までに、議案第74号から議案第80号までについては9月13日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日、明後日は休会とし、9月4日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後2時16分 散会